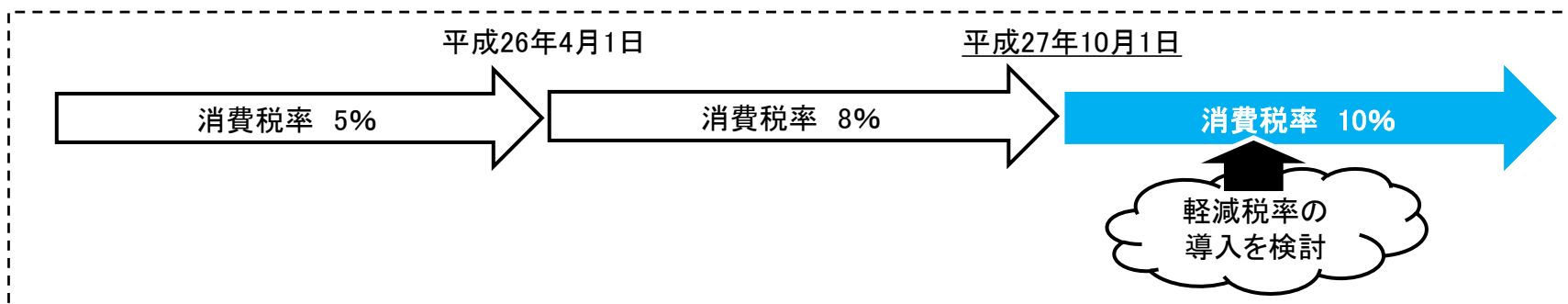


1. 改正の概要

・消費税率の10%引き上げの際に、軽減税率を導入することが検討されています。



○平成27年10月1日以後の導入を検討

2. 今後の注目点

- ・平成26年度の税制改正決定時まで、結論を出す予定となっている。
- ・軽減税率制度調査委員会を設置し、下記の項目を協議することとなっている。

- ①対象、品目
- ②軽減する消費税率
- ③財源の確保
- ④インボイス制度など区分経理のための制度の整備
- ⑤中小事業者等の事務負担増加、
免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解
- ⑥その他、軽減税率導入にあたって必要な事項

(参考)
海外の軽減税率の実状

(2012年1月現在)

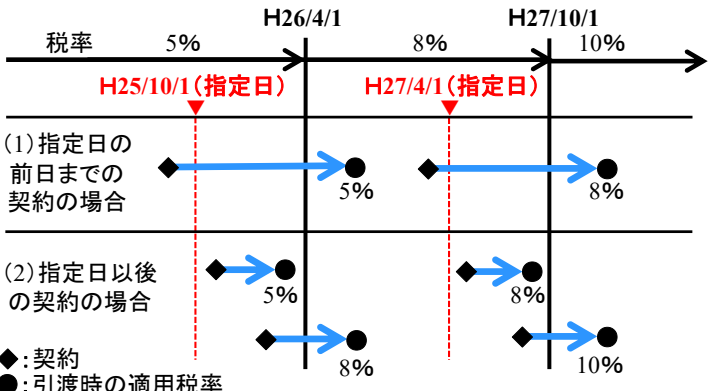
国名	標準税率	軽減税率 (例: 食料品)
イギリス	20%	0% (ゼロ税率)
ドイツ	19%	7%
フランス	19.6%	5.5%

1. 改正の概要

・消費税の税率が引上げられます。

内容	改正前	改正後	
		平成26年4月1日～平成27年9月30日	平成27年10月1日～
税率	5%（国4%、地方1%）	8%（国6.3%、地方1.7%）	10%（国7.8%、地方2.2%）

2. 経過措置が定められる各項目

①	項目	具 体 例	経 過 措 置
①	旅客運賃等	列車の指定券や映画の前売券の販売等	施行日前に料金を領収し、施行日以後に譲渡等を行うもの ⇒「施行日前の税率」を適用
②	電気・ガス等	継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務	施行日前から継続して供給等をし、施行日から施行日の月の末日までの間に検針等に基づき料金の支払を受ける権利が確定するもの ⇒「施行日前の税率」を適用
③	請負工事等	契約に基づく工事や製造の請負 ※1	 <p>税率 5% → 8% → 10%</p> <p>H26/4/1 H27/10/1</p> <p>H25/10/1(指定日) H27/4/1(指定日)</p> <p>(1) 指定日の前日までの契約の場合 ● 5% ● 8%</p> <p>(2) 指定日以後の契約の場合 ● 5% ● 8% ● 10%</p> <p>◆: 契約 ●: 引渡時の適用税率</p>
④	資産の貸付け	リース (契約に、貸付け期間、対価が定められ、対価の変更や解約の申入れをすることができる旨の定めがないもの) ※2	
⑤	役務の提供	婚礼のための施設の提供や衣服の貸与等 (役務提供に先立って対価の全部又は一部が分割して支払われる契約で、対価が定められ、その変更をすることができる旨の定めがないもの) ※2	

※1 指定日以後に対価の額が増額された場合には、増額前の対価部分については契約時税率、増額部分については施行日後の税率が適用される。

※2 指定日以後に対価の額が変更された場合には、変更後については施行日後の税率が適用される。